

平成 2 8 年度 地域包括支援センターの運営方針等について

第 1 平成 2 8 年度 地域包括支援センター運営方針（案）

第 2 平成 2 8 年度 地域包括支援センターの体制等

<参考>

地域ケア会議及び一人暮らし高齢者全戸訪問事業について

第 1 平成 28 年度 地域包括支援センター運営方針（案）

1 地域包括ケアシステムの構築に向けて

（ア）

「第 6 期京都市民長寿すこやかプラン」では、「高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、いきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち京都」をみんなでつくる」ことを基本理念とし、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37（2025）年を見据えて、「京都市版地域包括ケアシステム」の構築を推進することとしている。

「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に当たっては、各高齢サポート（地域包括支援センター）を中核として、本市ならではの「地域力」や「地域の絆」を最大限に生かした学区単位のきめ細かい取組をもとに、日常生活圏域において医療・介護をはじめとする様々な関係機関との連携を進めることで、地域住民、関係機関、行政が一体となり、地域ぐるみで多様なニーズを持つ高齢者の暮らしを支援する。

2 基本的な運営方針

（ア）

- （1）高齢サポートは、「公益性」「地域性」「協働性」の視点で運営を行う。
- （2）総合相談窓口としての機能を発揮する。
- （3）関係機関と連携しながら地域における社会資源を相互につなげていく地域のネットワーク構築機能を果たす。

3 重要取組事項

（1）地域ケア会議の着実な実施

（イ、カ、ケ）

- ア 個別ケースの地域ケア会議等を活用した適切な個別支援の実施
- イ 地域福祉組織中心（学区レベル）の地域ケア会議等を通じた、地域福祉組織との協働による地域特性を生かした見守りネットワークの強化
- ウ 日常生活圏域を標準とする地域ケア会議等における、地域の医療・介護・福祉等多職種の関係機関との連携体制の構築に基づく、地域課題の検討・対応
- エ 上記会議等の積み重ねによる地域課題の把握、整理、分析
- オ 本市が示すテーマにのっとり、区・支所地域包括支援センター運営協議会等との相互の情報共有・連携による地域課題の検討・対応

（2）ひとり暮らし高齢者全戸訪問事業、地域における見守り活動促進事業をはじめとする地域の高齢者の実態把握、支援

（ウ）

- ア 地域福祉組織等と連携したひとり暮らし高齢者への効果的・継続的な訪問活動の実施
- イ 地域福祉組織をはじめとする地域の様々なネットワークを活用した実態把握、見守り活動の促進
- ウ 上記訪問活動において適切な支援につなげることでできた事例（地域の強み）の収集及び地域課題の抽出、整理、分析

（３）認知症の人や家族に対する支援体制の構築

（ウ）

- ア 京都市「認知症高齢者の行方不明時における早期発見に関する連携要領」等を踏まえた、早期発見や事故の未然防止のための身近な地域のネットワークの構築
- イ 地域の医療・介護等関係機関との連携による、認知症に対する正しい理解の啓発や早期発見・相談・支援をスムーズに実施できる仕組みづくり

（４）権利擁護に関する連携・支援

（ウ、キ）

- ア 「高齢者虐待対応マニュアル」に基づく高齢者虐待や困難事例に関する緊密な連携による対応
- イ 高齢者虐待等の早期発見、発生予防の取組
- ウ 地域の関係機関と連携した消費者被害等に関する迅速な情報共有の促進

（５）介護予防事業の推進

（エ）

- ア 介護予防の普及啓発
- イ 地域介護予防推進センターをはじめとする関係機関との連携
- ウ 多様な経路からの二次予防事業対象者の早期発見・早期対応
- エ 個別性や個性を重視した適切なケアマネジメントの実施
- オ 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な移行に向けた準備

（６）地域における医療・介護等の資源の把握・分析、情報共有

（イ）

- ア 地域の関係機関との協働による地域資源の把握
- イ 地域の関係機関と連携した地域資源の分析・情報共有

４ 活動内容

高齢サポートが行う包括的支援事業は次のとおりとする。

（１）総合相談支援業務

（ウ）

- 地域の高齢者に対して、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につなげるなどの支援を可能とするために、次の点を踏まえ実施
- ア 高齢者の状況把握等に基づく、各種サービスや関係機関に関する情報提供等の初期相談対応や、継続的・専門的な相談支援
 - イ 地域における様々な関係者とのネットワーク構築
 - ウ ネットワークの活用や様々な社会資源との連携、ひとり暮らし高齢者全戸訪問事業をはじめとする高齢者への戸別訪問、高齢者の家族や地域福祉組織等との情報共有等による、高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握

（２）権利擁護業務

（ウ）（キ）

権利侵害行為の対象となっている、または対象になりやすい高齢者、あるいは自ら

権利主張や権利行使することができない状況にある高齢者に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を行うことを目的として、次の点を踏まえ実施

ア 心身の状況や、虐待の有無、消費者被害を受ける可能性などを的確に判断したうえで、権利擁護の観点からの適切な支援が必要とされる者への対応

イ 虐待の早期発見、早期対応に努めるための関係機関との連携

ウ 虐待のおそれがある場合には、「高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、区・支所をはじめとする関係機関との迅速かつ円滑な連携により対応

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(オ)

医療・介護をはじめとする多職種協働や、地域の関係機関との連携を通じて包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援を行うことを目的として、次の点を踏まえ実施

ア 医療・介護をはじめとする関係機関と地域のケアマネジャーとの連携体制の構築を支援

イ 地域のケアマネジャーに対する個別の相談に応じ、ケアプランの作成技術の指導、事例検討会や研修の実施、地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例について、関係機関等との連携も含めた適切な助言・支援等資質向上の取組を実施

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

(エ)

本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、利用者ができることを利用者と共に発見し、利用者の主体的な活動と参加意欲を高め、要介護状態等となることの予防又は悪化の防止・軽減を目的として、次の点を踏まえ実施

ア 対象者の把握、面談・アセスメントによる結果の共有、適切なサービスの紹介、モニタリングの実施による包括的・継続的なケアマネジメントの実施

イ 介護サービス事業者、地域介護予防推進センター、保健・医療・福祉の関係機関等との連携

ウ 介護予防の普及啓発にかかる取組の実施

5 留意事項

(1) 区・支所との連携

(キ)

担当地域における高齢者支援については、区・支所との連携が不可欠であること及び行政機関の一部を委託されていることを意識し、区・支所と互いに密な連携を図り活動を遂行すること

(2) 公正・中立性の確保

(ク)

運営費用が、市民の介護保険料や国・地方公共団体の公費によってまかなわれていること、高齢者保健福祉行政の一翼を担う「公的な機関」として、ケアプラン作成やサービス事業所の紹介等をはじめとして、高度な公正性・中立性を確保した事業運営を求められていることを認識して活動すること

(3) 個人情報の取扱い

(ク)

高齢サポート職員は高齢者等の心身の状況や家庭の状況等，他人が容易には知り得ないような個人情報を詳細に知り得る立場にあることを念頭におき，その適正な取扱いを図ること

＜「平成２８年度 地域包括支援センター運営方針」策定に当たっての考え方＞

- 京都市においては，平成２７年度から平成２９年度の３年間を計画期間とする「第６期京都市民長寿すこやかプラン」において，地域ケア会議を軸とする地域での支援ネットワークの強化，認知症の人やその家族，ひとり暮らし高齢者等の地域での暮らしを支援する仕組みづくりに取り組むこととしている。
- 地域ケア会議については，個別ケースへの支援方針や，主に学区を単位として地域における見守り活動等の検討を行う会議を実施しており，そこで把握された地域課題の検討・対応を行うため，平成２７年度に日常生活圏域を標準とする地域ケア会議を新たに設置したところである。平成２８年度においては，これらの会議の着実な実施を図ることにより，個別支援を起点とした，地域ネットワークの構築や地域で必要とされているサービスの把握・対応を定着させていく必要がある。
- 平成２４年度から，特に支援が必要と思われるひとり暮らし高齢者への全戸訪問活動を実施し，地域の高齢者の実態を把握し，ニーズに応じた適切な支援を行っているところであり，引き続き積極的な取組の推進を図っていく必要がある。
- 認知症高齢者については，平成２７年度末に，行方不明時の早期発見に資する地域のネットワークづくりの取組を開始したところであり，平成２８年度においても，当該ネットワークの構築・充実を図っていく必要がある。
- 上記以外にも，平成２９年４月からの新しい介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な移行準備や近年必要性が高まる高齢者の権利擁護や介護予防の取組等を，「３ 重要取組事項」として明示するとともに，これらの取組の基本として本市から委託している業務内容（包括的支援事業）等を，「４ 活動内容」として改めて明記したうえ，国の通知（別紙参照）を踏まえた運営方針を明示することとする。

○「地域包括支援センターの設置運営について（平成 18 年 10 月 18 日老計発第 1018001 号，老振発第 1018001 号，老老発第 1018001 号）」より

3 市町村の責務

(1) 設置

市町村は，法第 115 条の 46 第 1 項の目的を達成するため，以下の①から④を踏まえながら，センターにおいて適正に事業を実施することができるよう，その体制の整備に努めるものとする。

① 略

② 市町村との役割分担及び連携の強化

センターの運営に当たっては，市町村が直接実施する場合や運営を委託する場合といった運営形態があるが，いずれの場合においても公平・中立な立場から市町村施策との一体性を保ちながら運営していくことが求められる。特に，市町村からの委託を受けて運営されるセンター（以下「委託型センター」という。）については，多様な運営主体が委託先となり得ることから，センターの業務内容や運営方針が明確に示されない場合，効果的な運営が実現できない。

このため，センター業務（第 1 号介護予防支援事業，総合相談支援業務，権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント業務）を委託する場合は，市町村がセンターの運営方針を示すこととされている（法第 115 条の 47 第 1 項）。運営方針の策定に当たっては，センターの担当区域の状況や，それぞれのセンターに求められる役割を十分踏まえた具体的な運営方針，活動目標，業務内容等を設定することとし，市町村とセンターがそれぞれの役割を理解しながら，一体的な運営を行うことができるよう体制整備を図っていく。

具体的には，以下のアからケに掲げる内容を踏まえながら，運営方針を定めることとされているが，例えば，市町村とセンターが協働して方針を策定していくなど工夫を行うことで，当該方針に対するセンターの理解も深まることから，より効果的な運営につながるものと考えられる。

（施行規則第 140 条の 67 の 2）

（中略）

ア 市町村の地域包括ケアシステムの構築方針
イ 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針
ウ 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携構築の方針
エ 介護予防に係るケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）の実施方針
オ 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針
カ 地域ケア会議の運営方針
キ 市町村との連携方針
ク 公正・中立性確保のための方針
ケ その他地域の実情に応じて，運営協議会が必要であると判断した方針

第2 平成28年度 地域包括支援センターの体制等

「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例」等に基づき，各センターには，包括的支援事業を適切に実施するため，担当圏域の第1号被保険者数及びそのうちの単身世帯数に応じて，保健師，社会福祉士，主任介護支援専門員の資格を有する職員（専門3職種）を各1名以上，常勤・専従で配置している。

特に，平成24年度からは，地域の高齢者の実態把握，地域のネットワークの充実・強化のため，全センターに1人ずつ，体制強化のための職員を追加で配置するなど，必要に応じて適切な体制の確保に努めている。

また，平成28年度においては，第1号被保険者数の増加に対応するために，暫定的に人員配置基準の一部を見直し，引続き担当圏域の第1号被保険者数に応じた配置を行う。

1 人員配置基準

担当圏域の第1号被保険者数	3,000 人未満		3,000 人以上 6,000 人未満		6,000 人以上 8,000 人未満		8,000 人以上 10,000 人未満		10,000 人以上
上記のうちの単身世帯数	950 世帯未満	950 世帯以上	1,900 世帯未満	1,900 世帯以上	2,500 世帯未満	2,500 世帯以上	3,150 世帯未満	3,150 世帯以上	—
専門3職種 (保健師，社会福祉士，主任介護支援専門員)	2 人	3 人	3 人	4 人	4 人	5 人	5 人	6 人	6 人
体制強化 (専門3職種又は介護支援専門員)	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
合計	3 人	4 人	4 人	5 人	5 人	6 人	6 人	7 人	7 人

<参考：国基準>

担当圏域の第1号被保険者数	3,000 人未満	3,000 人以上 6,000 人未満
専門3職種	2 人	3 人

2 人員体制

人員体制		箇所数	センター名
専門3職種	体制強化		
2 人	1 人	1	京北
3 人	1 人	1 8	(省略)
4 人	1 人	3 0	柊野，小川，仁和，左京南，左京北，岩倉，修学院，白川，朱雀，西ノ京，本能，御池， <u>山階</u> ，大宅，日ノ岡，東九条， <u>久世</u> ，陶化，嵯峨，花園，嵐山，葛野，西京北部，桂川，西京南部，境谷，久我の杜，桃山，深草北部，深草南部
5 人	1 人	1 1	原谷，紫竹，音羽，唐橋，常磐野，西院，沓掛，下鳥羽，向島，醍醐南部，醍醐北部
6 人	1 人	1	<u>勸修</u>

※ 下線は，高齢者人口等の増加に伴い，平成28年度から1人増員するセンター

3 運営委託料(単位：円)

専門 3 職種	基本委託料		体制強化のための 追加委託料		介護予防 普及啓発 委託料	地域ケア会 議の実施に 係る委託料	二次予防事業対象者 ケアプラン 新規作成委託料 (実績払)
	人件費 相当分	事務費 相当分	人件費 相当分	事務費 相当分			
2 人	10,000,000	500,000	5,000,000	500,000	300,000	1 圏域当たり 50,000 ※2回分(上限)	1 件当たり 3,000
3 人	15,000,000						
4 人	20,000,000						
5 人	25,000,000						
6 人	30,000,000						

<参考：人員体制の推移>

年度		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
専門 3 職種	2 人(箇所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	3 人(箇所)	5 7	4 9	4 7	4 4	4 1	4 1	3 8	3 4	2 8	2 0	1 8
	4 人(箇所)	2	1 0	1 3	1 6	1 8	1 7	1 9	2 3	2 4	2 8	3 0
	5 人(箇所)	—	—	—	—	1	2	3	3	8	1 2	1 1
	6 人(箇所)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
	合計(箇所)	6 0	6 0	6 1	6 1	6 1	6 1	6 1	6 1	6 1	6 1	6 1
職員数(人)		1 8 1	1 8 9	1 9 5	1 9 8	2 0 2	2 0 3	2 0 7	2 1 1	2 2 2	2 3 4	2 3 7
体制強化のための 追加配置職員数(人)		—	—	—	—	—	—	6 1	6 1	6 1	6 1	6 1
職員数合計(人)		1 8 1	1 8 9	1 9 5	1 9 8	2 0 2	2 0 3	2 6 8	2 7 2	2 8 3	2 9 5	2 9 8

＜参考＞地域ケア会議及び一人暮らし高齢者全戸訪問事業等について

1 地域ケア会議の充実について

(1) 概要

平成27年度から、医療・介護・福祉の更なる連携を図るため、日常生活圏域を標準とする「地域ケア会議」を新たに設置し、地域の医療機関をはじめとする多職種の関係者の参画のもと、個々の方への支援を起点として、地域のネットワーク構築や、地域で必要とされるサービスの把握や対応等につなげる。

また、これまで学区ごとの地域ケア会議、区・支所単位、全市単位で実施していた会議を、機能別・エリア別に再構築することで、「地域ケア会議」を軸とした「京都市版地域包括ケアシステム」の構築を一層進める。

(2) 平成27年度における実施概要

ア 日常生活圏域を標準とする地域ケア会議の新設

地域の医療等関係機関の参画により、医療、介護、福祉の更なる連携を図り、組織的・効果的な支援ネットワークの構築や、地域課題への対応が行えるよう、日常生活圏域を標準とする地域ケア会議を各高齢サポートにおいて新設する。

イ 地域における在宅医療・介護の連携の推進

医療をはじめとする関係機関の更なる連携を推進するため、日常生活圏域を標準とする地域ケア会議について、地区医師会から組織的な参画を得て、会議における医師からの助言等スーパーバイズを得ることとしている。

ウ 高齢サポートへの支援の充実

日常生活圏域を標準とする地域ケア会議を、実効性のあるものにするため、現行の高齢サポート初任者・現任者研修に加え、管理責任者を対象とする研修を実施した。

＜管理責任者研修の実施概要（3回開催）＞

- ・ 高齢サポートのマネジメント，職員の人材育成
- ・ 地域ケア会議の実践に向けて など

(3) 平成27年度実施状況

次頁参照

本市における地域ケア会議の全体像

主たる機能		会議	会議内容	会議主催者	会議構成員	開催頻度	27 開催状況(※)
個別ケースの検討	【①個別課題解決機能】	I 個別ケースの検討を行う地域ケア会議	・現在関わっている支援者が困難を感じているケース ・支援が必要と判断されるが支援に繋がっていないケースに対する個別支援内容の検討	地域包括支援センター	・現在関わっている支援者（ケアマネジャー、民生委員、老人福祉員等） ・今後関わって欲しい関係者（民生委員、老人福祉員、地域住民等） ・助言・指導の役割を担える関係者（医療関係者等）	必要に応じて随時	151 (回)
	【②地域包括支援ネットワーク構築機能】	II 地域福祉組織中心の地域ケア会議	・各関係者からの活動報告や情報提供 ・会議構成員の課題解決力向上を目的とした匿名での事例検討 ・単身世帯高齢者などの見守り活動対象者の状況の情報共有		・地域福祉組織（学区民協、学区社協） ・その他、地域ネットワーク構築のために必要な関係機関（居宅介護支援事業所、警察署、消防署等） ・福祉事務所も必要に応じて会議に参加	各学区年3回程度	437 (回)
	【③地域課題発見機能】	＜日常生活圏域レベル（標準）＞ III 地域課題の検討を行う地域ケア会議	・個別ケースの課題解決等により蓄積した地域課題の把握、整理、分析、情報共有 ・地域の多職種の関係機関と連携し、地域に必要な又は不足している社会資源の把握、ネットワークの構築の検討・推進		・医師をはじめとする多職種の関係機関 ＜構成員例＞ 地区医師会、学区民協、学区・区社協、居宅介護支援事業所、警察、消防、福祉事務所等	各圏域年2回程度 平成27年度は1回以上	41 (圏域)
	【③地域課題発見機能】	＜区・支所レベル＞ IV 区・支所地域包括支援センター運営協議会	・「III地域課題の検討を行う地域ケア会議」の取組支援（地域に不足している社会資源の把握、ネットワーク構築への支援など） ・地域特性や特徴を活かした区・支所レベルのネットワークの構築、地域課題への対応	福祉事務所	「区・支所地域包括支援センター運営協議会」構成組織の区・支所レベルの代表者等 ＜構成員＞ 地区医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護ステーション協議会、介護支援専門員会、老人福祉施設協議会、地域密着型サービス事業所協議会、認知症の人と家族の会、区老人クラブ連合会、区民生児童委員会、区社会福祉協議会、警察署、消防署等	各区・支所年3回程度	25 (回)
地域課題の検討	【④地域づくり・資源開発機能】	＜市レベル＞ V 京都市高齢者施策推進協議会	・区・支所レベルの地域づくり・資源開発に関する取組支援（成功事例や先進事例の全市拡大、取組が遅れている地域への支援など） ・全市域に共通する課題に対する市レベルのネットワークの構築、施策・事業の立案・実施	長寿福祉課	「京都市高齢者施策推進協議会」の構成員とする。	年2～5回程度	1 (回)
	【⑤政策形成機能】						

(※) 28年1月末時点

2 一人暮らし高齢者全戸訪問事業等について

(1) 事業の概要

介護保険法に基づく包括的支援事業の一環として、地域の高齢者の実態とニーズを把握し、適切な支援に繋げていくため、平成24年度から、市内在住の65歳以上の一人暮らし高齢者を対象として、高齢サポート職員による年1回の訪問活動を実施している。

平成27年度は、平成24～26年度の実施状況や課題等を踏まえ、「面談まで至らなかった人に重点を置いた継続的な訪問活動の実施」、「引きこもり・孤立の可能性のある人の把握・対応に関する地域福祉組織等との連携」、「地域福祉組織による見守り活動への支援体制の構築」を一層進めていくことで、効果的・効率的な訪問活動を行うことはもとより、地域ケア会議を核とし、地域の見守りネットワークの構築にも重点的に取り組んでいる。

(2) これまでの実施状況

平成27年度は、平成24～26年度の実績を踏まえた活動となるため、更に計画的・効率的な訪問活動となっており、平成27年4月から平成28年2月までの11箇月間で、約7万人への訪問活動が実施できている。また、前年度よりも面談できた人の割合が高くなっている。

<平成26年度>

	面談実施	面談辞退	接触継続中	合計
人数（人）	28,583	27,300	19,796	75,679
割合（％）	37.8	36.1	26.1	100.0

<平成27年度（平成27年4月～平成28年2月の11箇月間）>

	面談実施	面談辞退	接触継続中	合計
人数（人）	27,720	25,227	17,613	70,560
割合（％）	39.3	35.7	25.0	100.0

面談実施：自宅等で面談を実施した人（訪問済み）

面談辞退：担当ケアマネジャー等の定期的な訪問があるから、まだ元気だから等の理由で面談を辞退した人（本人が拒絶＋他機関による訪問を受けている）

接触継続中：訪問のお知らせを郵送しても連絡がなく、その後、自宅に訪問したものの、接触ができず、面談に至っていない人（連絡がつかない）

(参考) 名簿登載者数

「地域における見守り活動促進事業に係る個人情報提供同意書」の提出による名簿登載者数は、平成28年2月末時点で22,764人であり、そのうち、高齢サポートによる同意書取得数は21,005人（要援護者10,441人 要援護者以外10,564人）である。

<名簿登載者数（平成28年2月末時点）>

（単位：人）

名簿登載者 同意取得者	災害時要援護者 （A名簿掲載）	災害時要援護者以外 （B名簿掲載）	合計
高齢サポート	10,441	10,564	21,005
居宅介護支援事業所等	1,759	—	1,759
合計	12,200	10,564	22,764

（３）地域における見守り活動の推進

引き続き高齢サポートが中核となり，地域福祉組織等との連携・協働により，訪問活動を実施することはもとより，ひとり暮らし高齢者全戸訪問事業等を通じて得られた成功事例，あるいは課題等を，地域ケア会議等において地域の関係機関に還元することで，地域全体で訪問活動や見守り活動を促進・支援するためのネットワークを構築していく。

① 地域福祉組織による見守り活動の支援体制の構築

概ね学区レベルで開催する地域福祉組織中心の地域ケア会議を核として，地域福祉組織が個々に開催する会議への参加，日常的な連携なども含めて，個々の高齢者の把握・訪問状況等の定期的な情報共有を行うとともに，引きこもり・孤立の可能性が高い人に対する，効果的な普及啓発，地域福祉組織によるさりげない見守り，必要に応じた同行訪問などの対応を検討するなど，高齢サポートの訪問活動と地域福祉組織の見守り活動を共に促進していく。

また，地域福祉組織が日常的な見守り活動の中で把握した支援困難ケース等に対しては，個別ケースの検討を行う地域ケア会議等も活用しながら迅速に適切な支援に繋げるとともに，匿名での事例研修・学習で情報共有することで地域福祉組織の課題解決力を向上するなど，地域福祉組織の見守り活動に対する支援体制を構築する。

② ひとり暮らし高齢者全戸訪問事業等からの地域課題の抽出・把握

地域福祉組織の日常的な見守り活動や，高齢サポートの訪問活動で把握した支援ニーズや個別支援の積み重ねから，その地域特有の課題や特徴等を把握・分析することにより，地域の医療・介護・福祉の関係機関及び地域支え合い活動創出コーディネーター等との協働による，課題の解決に向けた対応等につなげていく。

<参考：第６期京都市民長寿すこやかプランより>

高齢サポートの専門職員によるひとり暮らし高齢者全戸訪問事業について，引き続き，訪問活動を通して，高齢者を取り巻く地域の関係機関等が連携し，地域全体で高齢者を見守るネットワーク体制の強化を図るとともに，今後ますます増加・多様化する高齢者のニーズを的確に把握・対応できるよう，これまでの事業の実施状況を分析のうえ，今後のあり方を検討します。